

(未定稿)

京都府介護・福祉人材確保緊急対策事業費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 知事は、事業所及び団体が実施する介護・福祉の人材の確保及び定着を図るための緊急的な事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「介護福祉士等養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号若しくは第39条第1号から第3号まで又は精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号若しくは第3号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成施設をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、介護福祉士等養成施設及び事業者をいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、事業の内容、補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、基準額、補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 規則第5条に規定する申請書の様式及び提出期日は、知事が別に定める。

（変更の承認申請）

第5条 規則第9条の規定により知事の承認を受けなければならない変更（軽微な変更を除く。）の申請は、知事が別に定める様式によるものとする。

（実績報告）

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、知事が別に定める様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

（補助金の概算払）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が別に定める様式による請求書を知事に提出するものとする。

(書類の提出先)

第8条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、別表に定める複数事業所連携事業にあっては、ユニット（5以上の事業所で構成された集団をいう。以下同じ。）を代表する事業所の所在地が京都市以外の市町村にある場合は、その所在地を所管する京都府保健所の長を経由して提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年 月 日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

(未定稿)

別表（第3条関係）

補助対象事業	事業の内容	補助対象者	基準額	補助対象経費	補助金額
1 進路選択学生等支援事業	介護福祉士等養成施設が介護・福祉の仕事の選択を促すための職員（以下「専門員」という。）を配置し、学生及び教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談又は助言を行う事業	介護福祉士等養成施設のうち、事業を実施する日の属する年度の4月1日現在における定員に対する入学者の充足率（以下「定員充足率」という。）が60パーセント未満の養成施設	1養成施設当たり次に掲げる定員充足率の区分に応じ、次に掲げる金額 (1) 20パーセント未満 5,000千円 (2) 20パーセント以上 40パーセント未満 4,300千円 (3) 40パーセント以上 60パーセント未満 3,400千円	専門員の配置及び事業の実施に要する経費で次に掲げるものの (1) 専門員配置費用 紹料、職員手当、共済費 (2) 事業実施費用 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費	基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）
2 潜在的有資格者等養成支援事業	介護・福祉従事者として再就業や参画を促進するための研修のうち、次に掲げる研修で実践的なもの (1) 潜在的有資格者再就業支援研修 (2) 高齢者等参画支援研修 (3) 介護・福祉サービスチャレンジ教室 (4) 障害者就労支援研修 (5) キャリアアップ支援研修 (6) その他人材確保に資する研修として知事が認めた研修	知事が適当と認めた事業所及び団体	次に掲げる研修の区分に応じ、次に掲げる金額。ただし、会場を借り上げて実施する場合は、研修1日当たり185千円以内を加算する。 (1) 潜在的有資格者再就業支援研修 1回当たり 780千円 (2) 高齢者等参画支援研修 1回当たり 312千円 (3) 介護・福祉サービスチャレンジ教室 1回当たり 156千円 (4) 障害者就労支援研修 1回当たり 468千円 (5) キャリアアップ支援研修 1回当たり 468千円 (6) その他人材確保に資する研修として知事が認めた研修 1日当たり 156千円	事業の実施に要する経費で次に掲げるものの 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費	
3 複数事業所連携事業	ユニットを構成する事業所が連携して実施する人材の確保及び定着に資する事業	知事が適当と認めたユニット	1ユニット当たり 694千円。ただし、ユニットが10以上の事業所で構成されている場合は、1ユニット当たり 1,388千円		